

一般社団法人日本小児神経外科学会
役員選出細則

第1条（目的）

この細則は、一般社団法人日本小児神経外科学会（以下「本法人」という）の定款第20条に基づく役員選出に関し必要な事項を定める。

第2条（定数）

理事および監事は定款第17条に定める定数とする。

第3条（理事の選出）

現任理事のうち再任を希望するものは、立候補届を提出して再任理事候補者となり、本法人の評議員による信任投票により選出される。

2 理事の欠員は、本法人の評議員の中から立候補により新任理事候補者となり、本法人の評議員による選挙により選出される。

3 理事候補者は定款第20条に基づき、評議員会の承認を得て、本法人の理事に選任される。

第4条（監事の選出）

理事会は、本法人の正会員でかつ下記の要件のいずれかを満たす者を監事候補者として評議員会に推薦する。

- (1) 理事経験のある者
- (2) 学術集会会長としての経験がある者
- (3) 評議員歴が5年以上の者

2 監事候補者は定款第20条に基づき、評議員会の承認を得て、本法人の監事に選任される。

第5条（再任理事候補者選挙）

再任理事にかかる選挙は、以下の手順により実施する。

2 選挙管理委員会は、現任理事に対し再任の意向を確認し、再任を希望する現任理事は、選挙管理委員会に立候補届を提出するものとする。

3 選挙管理委員会は、再任理事候補者リストを作成し、理事会に報告のうえ、本法人のホームページにて公示するものとする。

4 選挙管理委員会は、再任理事候補者リストの公示後、本法人の評議員による信任投票を行うものとする。

5 投票は無記名にて行い、再任候補者毎に信任・不信任の別を記入し、期日までに投票

するものとする。なお、所定の様式を用いない投票や信任・不信任の別の記入がない投票については無効とする。

6 開票は投票期日経過後速やかに選挙管理委員会で行い、有効投票数の過半数の信任を得た者を理事候補者として選出する。

7 選挙管理委員会は、開票結果を速やかに理事会に報告のうえ、本法人ホームページにて公示するものとする。

第6条（新任理事候補者選挙）

新任理事にかかる選挙は、以下の手順により実施する。

2 選挙管理委員会は、前条第3号の再任理事候補者リストの報告を受けた理事会が新任理事を募る必要があると判断した場合には、同号に定める公示の際に、新任理事選挙を行う旨およびその定数を併せて公示し、本法人の評議員の中から立候補者を募るものとする。

3 立候補者は、立候補届出締切り期日までに、自施設以外の評議員2名の推薦状と立候補の抱負を添えて、立候補届を選挙管理委員会に提出しなければならない。ただし1名の評議員が推薦できる新任理事立候補者は2名までとする。

4 選挙管理委員会は、立候補届出締切り後速やかに、新任理事立候補者リストを作成し理事会に報告のうえ、本法人のホームページにて公示するものとする。

5 立候補者を被選挙人として、本法人の評議員による無記名投票を行う。なお、所定の様式を用いない投票、立候補者の特定が出来ない投票、所定の選出数を超えた投票については無効とする。

6 立候補者が定数を超えない場合には、無記名による信任投票を行い、有効投票数の過半数の信任を得たものを理事候補として選出する。

7 開票は投票期日経過後速やかに、選挙管理委員会で行い、得票数の多い者から順に理事欠員の数までを当選とする。ただし、得票数が同数の候補者がいる場合に年長者から当選とし、さらに本法人の会員歴の長い者を当選者とする。

8 選挙管理委員会は、開票結果を速やかに理事会に報告のうえ、本法人ホームページにて公示するものとする。

第7条（選挙の時期）

役員選挙は、現任理事の任期終了日の3ヶ月前までに実施しなければならない。

第8条（選挙管理委員会）

役員選挙を行うために、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会は、本法人の総務委員会が任務を担うこととする。

第9条（選挙人）

選挙人は、選挙が行われる年の3月31日現在で会費を完納している本法人の評議員とする。

第10条（被選挙人）

被選挙人は、任期開始の年の4月1日現在65歳未満の本法人の評議員とする。ただし被選挙人は選挙が行われる年の3月31日現在で会費を完納しているものとする。

第11条（細則の改正）

本細則の改正は、理事会の決議に基づき、評議員会の承認を得て行う。

2019年10月 1日 制定

2020年11月20日 改定

2023年6月8日 改正